

平成 22 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局移動通信課
評価年月：平成 22 年 8 月

1 政策（事業名称）

無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）

2 事業の概要等

（1）事業の概要

- ・実施期間 平成 17 年度～
- ・実施主体 地方自治体（市町村） ←基地局施設
無線通信事業者 ←伝送路施設
- ・事業費 (総額) 420.9 億円
(内訳)

(単位：億円)

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
29.5	33.7	43.9	58.8	189.2	65.8

・概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。

（2）達成目標

電波の有効利用に資することとなる基地局及び伝送路の整備を通じ、携帯電話等の無線システムの普及を支援することにより、無線システムの利用可能な地域の拡大を図り、電波の有効かつ公平な利用を確保する。

具体的には、携帯電話のエリア外人口の解消に向け、平成 22 年度末までに約 20 万人を解消し、さらに平成 22 年度末から平成 25 年度末までの間に 3 万人～5 万人の解消のために、携帯電話事業者の自主整備等の実施と併せて、本事業により対応していく。

3 政策評価の観点及び分析等

デジタル・ディバイド解消戦略（平成 20 年 6 月 24 日）における、「エリア外人口約 30 万人（2007 年度末推計）の解消に向け、国庫補助事業等を活用しつつ、2010 年度末までに約 20 万人を解消する。」との整備目標について、携帯電話事業者からの情報により検証し、事業の有効性・効率性・必要性の観点から以下の分析を行った。

観点	分析
有効性	本事業の実施により、携帯電話のサービスエリア外居住人口は、平成 18 年度末では 41.6 万人であったところ、平成 20 年度末においては 15.4 万人まで減少させ、当初目標「平成 22 年度末までに 20 万人」を早くも達成することができた。これにより、携帯電話を利用できるようになった地域に居住する人口数が着実に増加しており、地域住民等の安全・安心の確保や利便性の向上に寄与したものと評価できるため、本事業の有効性はあったと認められる。
効率性	携帯電話のエリア拡大のための手段は基地局の設置以外は存在せず、また、衛星携帯電話は携帯電話に比べると高価格で普及が極めて低調であるため、現時点においては本施策が効率的であると認められる。
必要性	本事業の実施により携帯電話のエリア整備が進んできているが、依然として過疎、辺地、離島、半島等には携帯電話の使用できない地域が存在しており、平成 22 年度には約 100 箇所の要望がこれら携帯電話の使用できない地域を有する地方公共団体から寄せられていることから引き続き事業を継続していく必要がある。

＜今後の課題及び取組の方向性＞

依然として過疎、辺地、離島、半島等には携帯電話の使用できない地域が存在しているため、本事業を引き続き実施することにより、当該地域における電波の有効かつ公平な利用の確保を図る。

4 学識経験を有する者の知見の活用

「携帯電話エリア整備推進検討会」において、国の支援が必要である旨の御意見をいただいた。また、同検討会において、地方公共団体（鹿児島県、島根県、徳島県、和歌山県）から携帯電話のエリア化推進が必要である、地方公共団体への財政支援の継続が必要である旨の御意見もいただいた。

これらを受け、本評価書において引き続き事業を実施することが必要であると記載している。

5 政策評価の結果

本事業を実施した結果、携帯電話のサービスエリア外居住人口の解消については目標を達成していることから、有効性及び効率性の観点から一定の成果が得られたと認められる。しかしながら、依然として、携帯電話の使用できない地域は存在しているため、本事業を引き続き実施し、携帯電話のサービスエリア外居住人口を可能な限り解消することが必要である。